

日 薬 業 発 第 483 号
令 和 7 年 3 月 11 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

令和7年度薬価改定において不採算品再算定を適用された
医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度薬価改定において、不採算品再算定については、医療上の必要性が特に高い品目を対象として臨時・特例的に適用することが決定され、最低薬価については、消費者物価上昇率などの指標を参考に3%程度引き上げられました。

今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通されるよう協力依頼がありました。

また、不採算品再算定を適用された医薬品及び最低薬価品目は、改定前に必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を来すおそれがありますので、買い込みは厳に控えていただき、必要量に見合う適切な量を購入していただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会会員にご周知下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、別添のとおり、日本医薬品卸売業連合会及び日本ジェネリック医薬品流通協会宛にも通知されています。

(別添)

令和7年度薬価改定において不採算品再算定を適用された医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について（令和7年3月6日付け事務連絡、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課）

事務連絡
令和7年3月7日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和7年度薬価改定において不採算品再算定を適用された
医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について

令和7年1月15日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和7年度薬価改定では、不採算品再算定について、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、医療上の必要性が特に高い品目を対象として臨時・特例的に適用することが決定されました。また、業界からの要望も踏まえ、最低薬価が、消費者物価上昇率などの指標を参考に3%程度引き上げられました。

不採算品再算定を適用された医薬品（※）は、医療上の必要性が高いと考えられる品目として製造販売業者から報告されたものであり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望まれます。

また、最低薬価は、剤形ごとにかかる必要最低限の製造コストを確保するため、薬価の下限值として設定されたものであり、今般、平成12年度に薬価算定ルールが定まって以降、初めて引き上げられたものであることから、市場における取引価格の決定に際して、不適切な価格引き下げが行われることなく、適正な価格で流通することが強く求められます。

貴団体におかれましては、今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通するよう、会員に対して周知方よろしくをお願いします。

また、不採算品再算定を適用された医薬品及び最低薬価品目は、令和7年4月1日から薬価が改定されますが、改定前に必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を来すおそれがあります。

医薬品の安定供給を確保するため、買い込みは厳に控えていただき、必要量に見合う適切な量を購入していただきますよう、貴団体所属の会員に対して周知方よろしくをお願いします。

なお、別添のとおり、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会及び一般社団法人日本ジェネリック医薬品流通協会宛にも通知しましたことを申し添えます。

※ 不採算品再算定の適用を受けた医薬品及び最低薬価品目は、厚生労働省 Web サイトに公表している。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00063.html)

(別添)

事 務 連 絡

令和 7 年 3 月 7 日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会

一般社団法人日本ジェネリック医薬品流通協会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和 7 年度薬価改定において不採算品再算定を適用された
医薬品及び最低薬価品目の適正な流通について

令和 7 年 1 月 15 日に開催された中央社会保険医療協議会において、令和 7 年度薬価改定では、不採算品再算定について、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、医療上の必要性が特に高い品目を対象として臨時・特例的に適用することが決定されました。また、業界からの要望も踏まえ、最低薬価が、消費者物価上昇率などの指標を参考に 3%程度引き上げられました。

不採算品再算定を適用された医薬品（※）は、医療上の必要性が高いと考えられる品目として製造販売業者から報告されたものであり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望まれます。

また、最低薬価は、剤形ごとにかかる必要最低限の製造コストを確保するため、薬価の下限値として設定されたものであり、今般、平成 12 年度に薬価算定ルールが定まって以降、初めて引き上げられたものであることから、市場における取引価格の決定に際して、不適切な価格引き下げが行われることなく、適正な価格で流通することが強く求められます。

貴団体におかれましては、今般の不採算品再算定が適用された趣旨及び最低薬価が引き上げられた趣旨に鑑み、これらの医薬品が適正な価格で流通するよう、会員企業に対して周知方よろしく申し上げます。

また、不採算品再算定を適用された医薬品及び最低薬価品目は、令和 7 年 4 月 1 日から薬価が改定されますが、改定前に必要量を上回る買い込み等が行われると、供給不足が発生し、これらの医薬品を必要とする医療機関・薬局における処方・調剤に支障を来すおそれがあります。貴団体におかれましても、医療機関・薬局から過度な量の注文があった場合には、その理由等を聴取し適正量の供給を行っていただくよう、会員企業に対して周知方よろしく申し上げます。

また、本事務連絡と同様の趣旨の事務連絡を日本製薬団体連合会に送付するとともに、本事務連絡及び上記事務連絡の写しを、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本病院会、公益社団法人全日本病院協会、一般社団法人日本医療法人協会、公益社団法人日本精神科病院協会、公益社団法人全国自治体病院協議会、公益社団法人日本歯科医師会、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本保険薬局協会及び一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会に送付することを申し添えます。

※ 不採算品再算定の適用を受けた医薬品及び最低薬価品目は、厚生労働省 Web サイトに公表している。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00063.html)